

岩手県告示第140号

平成23年2月1日付け岩手県報第11036号掲載保安林の指定施業要件の変更(平成23年岩手県告示第87号)の内容について森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成23年2月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 釜石市両石町第4地割81の1、81の8、81の9
- (2) 所在が不明である通知の相手方 水留政志

2 通知の内容を掲示した場所 釜石市役所